

「中華人民共和国環境保護法」の改正について

岡山県上海事務所 小林和暁

(日中経済貿易センター上海事務所 所長)

環境保護法の改正

環境汚染の拡大と環境保護の要求の高まりを受け、中国では2014年4月24日に改正版の「環境保護法」が公布され、2015年1月1日から施行されることとなりました。法制定から25年を経て初めての全面的な改正であり、中国における日本企業の企業活動にも影響を与えるものと考えられ注目を集めています。以下、改正後の環境保護法のポイントをまとめます。

政府の監督管理部門

- (1) 全国単位での統一管理：
国務院環境保護主管部門
- (2) 地域単位での統一管理：
県級以上の地方政府の環境保護主管部門

環境基準・汚染物排出基準の制定

- (1) 国の環境基準および汚染物排出基準は、国務院により制定されます。
- (2) 省、自治区、直轄市の人民政府は、国に規定がないものについてその管轄地域の環境品質基準及び汚染物排出基準を制定することができます。
- (3) 省、自治区、直轄市の人民政府は、国に規定があるものについて国の基準よりも厳しい基準を制定することができます。

【解説】本法に続き、今後「中華人民共和国大気汚染防止法」と「中華人民共和国水質汚染防止処理法（中国名称：中華人民共和国水汚染防止法）」が改正され、「中華人民共和国土壤汚染防止法」が制定されますが、地方独

自の規定や基準が制定されることも予想され、国の法律法規や各基準をチェックするのみならず、所在地域の各種規定、基準を確認する必要があります。

環境保護目標の達成状況の責任制および責任者の人事評価への影響

- (1) 環境保護目標の達成状況は、県級以上の人民政府の環境保護監督管理部門や、その下級部門の責任者の重要な人事評価要素となります。
- (2) 県級以上の人民政府は、毎年同級の人民代表大会、または人民代表大会常務委員会で環境状況や目標達成状況を報告しなければなりません。重大事項がある場合は報告の上、法に基づき指導・監督を受けなければなりません。

【解説】環境保護部門の幹部の人事評価制度に直結することから、企業の投資や生産活動に対し今後さらに厳しいチェックがなされるものと思われます。

環境保護主管部門等の権限

- (1) 環境保護主管部門および委託を受けた環境観測機構、その他環境保護監督管理職責のある部門は、汚染物を排出する企業に対して現場検査の権限を有します。
- (2) 県級以上の地方政府の環境保護主管部門等は、汚染物排出に関する法律法規に違反し重大な汚染を発生させた、または発生させる恐れのある企業に対し、汚染物を排出する施設や設備を差し押さえ押収

することができます。

- (3) 基準値を超えて汚染物を排出したり重点汚染物の排出総量が基準を超えた企業に対しては、県級以上の地方政府が生産制限や生産停止を命令することができます。状況が重大なものについては人民政府の許可を得て、生産停止や閉鎖を命令することもできます。
- (4) 罰金の処罰を受け是正命令を受けたにもかかわらず是正処置を行わない場合、法に基づき是正が命令された翌日から起算した額が科され続けます。
- (5) 建設プロジェクトが法に基づいた環境評価を行わず建設停止を命じられ従わなかったり、汚染排出許可証を取得せず汚染物を排出し排出停止を命じられ従わなかった場合、企業の直接の担当者や責任者は最大 15 日間拘留されます。

企業による環境保護

- (1) 汚染防止のための施設は、主体工事の工程と並行して設計・施工し、同時に使用開始する必要があります。汚染防止施設は許可を得た環境評価書類の基準を遵守し、無断で取り壊したり放置できません。
- (2) 汚染物質の排出のある企業は、建設および、その他活動で発生する廃水、廃スラグ、医療廃棄物、粉塵、悪臭、放射性物質、騒音、振動、光の放射、電磁波などの環境汚染を防ぐ対策を講じなければなりません。
- (3) 企業は、環境保護の責任制度を整備し、関係者の責任を明確にしなければなりません。

国による重点汚染物質排出総量規制

- (1) 国務院が決定する重点汚染物質排出総量規制の指標に基づき、省、自治区、直轄市の人民政府が管理監督します。
- (2) 企業は、自社の重点汚染物質排出総量規制の指標を遵守しなければなりません。

- (3) 国の重点汚染物質排出総量規制の指標を超えたり、国が決める環境目標が未達成の地域は、省級以上の人民政府の環境保護部門が、重点汚染物質排出総量に関連する建設プロジェクトの環境影響評価文書の許可を一時停止します。

【解説】同法第 44 条では、国により重点汚染物質排出総量を、省、自治区、直轄市の人民政府に対し細分化して割り当て、さらに地方政府が細分化して企業に割り当てることとする記載があり、重点汚染物質の排出が企業レベルで規制されます。排出が規制総量を超えた場合、当該地域において、重点汚染物質を排出する企業に対し新規投資の審査・許可が一時停止されます。

法に基づく汚染物質排出許可制度

汚染物質排出許可制度が適用される企業は、許可証に基づいた汚染物質の廃棄が可能です。許可証がないと汚染物質を廃棄することができません。

突発的環境汚染事故の対処等

- (1) 企業は国の関連規定に基づき突発的環境事故の応急対応案を制定し、環境保護主管部門および関係部門に届け出なければなりません。
- (2) 突発的事故が発生するか発生が危惧される場合、企業は即時処置を行い、被害が及ぶ可能性がある部門や住民に通報し、あわせて環境保護主管部門および関係部門に報告しなければなりません。

情報公開

- (1) 国務院環境保護部門は、国の環境情報、重点汚染源観測情報、その他重大環境情報を公表します。

- (2) 省級以上の人民政府は、主管部門の環境状況公報を定期的に公表します。
- (3) 県級以上の人民政府は、環境品質、環境観測、突発的事故予備環境行政許可、行政処分、汚染物質処理費用の徴収状況等を公表します。また、各種規定に違反する企業や事業や、その他生産者の名簿を公表します。
- (4) 重点汚染物質を排出する企業は、主要汚染物質の名称、排出方法、排出濃度、排出総量、基準値を超えている排出物の排出状況、汚染処理施設の建設、稼働状況を公表しなければなりません。また、建設プロジェクトの環境影響報告書作成時に、影響を受ける可能性のある市民に状況説明を行い、意見を求めなければなりません。

【解説】 政府部門や企業が環境保護に関する情報を広く公表することにより、社会全体による環境保護監督を促しています。

市民、法人、その他組織による通報

- (1) 環境汚染や生態系破壊行為を発見した市民、法人、その他組織は、県級以上の人民政府の環境保護部門や、その他環境保護監督管理部門に通報することができます。
- (2) 通報者自身の情報は秘密とされ合法的権益が守られます。

環境汚染、生態系破壊、社会公共利益に損害を与える行為への訴訟

以下の条件を満たす社会組織は、環境汚染、生態系破壊、社会公共利益に損害を与える行為に対して訴訟が可能です。

- (1) 法律に基づき市級以上の人民政府民生部に登記した社会組織
- (2) 環境保護公益活動に連続5年以上従事し、かつ違法行為の記録がない社会組織

【解説】 政府部門や企業の情報公開とあわせ、

上記規定により市民が社会組織を通じ企業の環境汚染行為に対し訴訟を起こすことができるようになりました。

本稿では主に規制や規定、義務、罰則等についてまとめましたが、改正「中華人民共和国環境保護法」では、環境保護対策や補償の強化、ごみの分類やリサイクル等をはじめとする市民の環境活動参加についても規定されており、日本企業にとっては環境ビジネス拡大の契機となるものであることも付け加えておきます。

「中華人民共和国環境保護法」原文（中国語）
http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/hjbhfxzaca/2014-04/25/content_1861320.htm

(2015年1月)